

(生存に関する証明)
 第十一条 指定機関の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、寄託された微生物についての生存に関する証明書を交付するものとする。
 一 寄託が行われたとき 寄託者
 二 寄託者の請求があったとき 寄託者
 三 次条第一項の規定により寄託された微生物の試料の分譲を受けた者の請求があったとき 請求人

第十二条 指定機関の長は、次の各号に掲げる者の請求があったときは、次条の規定により拒否する場合を除き、寄託された微生物の試料を分譲するものとする。
 一 特許庁
 二 寄託者又はその寄託者に係る微生物の試料を分譲することについて承諾を得た者
 三 寄託された微生物の試料の分譲について法令上の資格を有する者

第十三条 指定機関の長は、前条第一項の請求に係る微生物が健康又は環境に對し害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある性質を有する場合において、請求人がその微生物を管理することができないと認められたときは、その微生物の試料の分譲を拒否することができる。
 (培養及び保管に用いた条件を記載した文書の請求)

第十四条 第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料の分譲を請求する者は、その微生物の培養及び保管に用いた条件を記載した文書を請求することができる。
 2 前項の請求は、第十二条第一項の請求と同時にしなければならない。

(分譲の通知)
 第十五条 指定機関の長は、第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料を分譲したときは、寄託者に対し、その旨を通知するものとする。

第十六条 指定機関の長は、寄託された微生物の試料を分譲することができないことを確認したときは、その旨を理由を付して寄託者に通知するものとする。
 (分譲できない微生物と同一の微生物の寄託)
 第十七条 前条に基づく通知を受けた寄託者が、分譲することができないことを確認された微生物と同一の微生物を再び寄託しようとするときは、その微生物及び指定機関の長が定める様式の申請書に添えて前条に基づく通知の写し及びその微生物に係る受託証の写しを指定機関の長に提出しなければならない。
 (科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求)
 第十八条 第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料の分譲を受けることができる者は、その微生物の科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書を請求することができる。
 2 前項の請求は、指定機関の長が定める様式によりしなければならない。
 (受託する微生物の種類)
 第十九条 指定機関が受託する微生物の種類については、指定機関の長が定めるものとする。
 (賠償責任)
 第二十条 指定機関の長は、この実施要綱に基づく業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)
 第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)
 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第二十三条 指定機関の長は、この実施要綱に基き、業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)
 第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)
 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第三十条 指定機関の長は、この実施要綱に基き、業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)
 第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)
 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第三十一条 指定機関の長は、この実施要綱に基き、業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)
 第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)
 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第三十二条 指定機関の長は、この実施要綱に基き、業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)
 第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)
 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者